



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス公法最近事情および文献覚え書き（１９８０－１９８３）
Author(s)	深瀬，忠一； FUKASE, Tadakazu; 中村，睦男 他
Citation	北大法学論集， 34(3-4)， 197-228
Issue Date	1984-03-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16443
Type	departmental bulletin paper
File Information	34(3-4)_p197-228.pdf



フランス公法最近事情および文献覚え書き

(一九八〇—一九八三)

深瀬 忠一
中村 睦男

目次

- 一、まえおき
- 二、政治制度・憲法・行政法
- 三、官僚制・行政学
- 四、論文集、公法学大家の逝去と追悼
- 五、国際関係・平和・軍縮・C E
- 六、比較法・法思想・日本研究
- 七、フランス(ボワチエ大学その他)との日仏文化交流・協力関係の前進について
- 八、憲法概説書について
- 九、憲法裁判について
- 一〇、基本的人権について

一、まえおき

前回(本誌三〇巻四号一五三—一八五頁)から二年半を経過してしまつたが、一九八〇年代初めのこの時期は、フランスの憲法・政治・行政(法)史上、画期的といつてよい重要な変化が起つた。いうまでもなく、一九八一年五月一〇日大統領選挙の結果、ミッテラン政権が誕生し、第五共和制に保革逆転の政権交替があり、フランス独自の議会主義政権による変革の実験が、その影響力を公法・政治の諸領域の全面にわたり及ぼしつつあるからである。

公法学・政治学がこの変化に対応する研究成果を出しつつあることのほか、一九七〇年代中頃以降、斯界の大家達が、大学の現役を退き、献呈論文集が刊行されたり、あるいは死去する例が増え、フランス公法・政治学界にも新旧世代の交替が進み、新しい傾向が生れつつある。また、日仏文化協力面でも前進がみられる。

小稿は、それらの動向の一斑を示すものにすぎない。また、前例どおり、本稿も中村教授と共同で執筆した。同学諸氏に何らかの参考となれば幸である。

二、政治制度・憲法・行政法

Duhamel(Alain), *La République de M. Mitterrand*, Grasset,

1982, 259p.

デュアメル「ミッテラン氏の共和国」は一九八一年五月ミッテランの大統領就任以来一年の経過と業績とフランスの政治の実態をふまえ、その特徴と全貌を知り考えるためよくまとまつた好著である。ミッテラン政権や議会に公務員・公企業部門幹部および教授(員)達の占める割合が大多数であり、「ジスカールの共和国」(du même, *La République giscardienne*, Anatomie politique de la France, Grasset, 1980, 251p., cf. R. F. S. P., 1981, no. 3, p. 583)の上層部の支持基盤よりは下降し広がり中層市民にまで開かれたとはいえ、労働者階級の支持をえたとはいえない限界の観察や、政権交替により第五共和制の政治制度が左翼にもフランス市民にも定着したこと、また、ヨーロッパの社会民主党の改良主義的諸政権とは違って、ミッテラン政権は、社会主義的根本的変革を志向する「先進的ないし進歩的社会民主主義の一形態」としてとらえ、今後の成否を左右するものは、使用者^{パトロン}ないし財界の協力をいかにして獲得するか、社共の分裂可能性をいかにして克服してゆくか、「^{パトロン}中産階級」の動向が決定的となろう、と示唆している(R. F. S. P., 1982, nos. 4-5, p. 848. で本書は高く評価されている)。

Les élections de 1981 : quatre éclairages. Le débat Giscard d'Estaing-Mitterrand, Les candidats : permanence et change-

ments, Le basculement des électeurs de droite, L'échec du P. C. F., in R. F. S. P., 1981, no. 5-6, p. 951-1036.

「一九八一年の選挙——四つの解明」は、①ジスカール・デスタン対ミッテランの討論、②候補者達の恒常性と変化、③右翼の選挙民達の動搖、④フランス共産党の失敗、を論ずる。

Petot (Jean), Les débuts de la Ve bis, R. D. P., 1982, no. 6, p. 1503-1541.

ブトー「第五の二共和制の始まりの状況」は、ミッテラン政権の出現以前の第五共和制の憲法制度の進化と政治状況、およびこれと対称して左翼の権力掌握後の権力行使の状況——継続性と変革の展望——について論述。なお後述四、公法大家の部ワリーヌ論文参照。

なお、拙稿「ミッテラン政権の背景と現状と課題」北大教養部総合講義「フランス」原稿（一九八三年二月）、藤村信「さくらんぼうの実るとき」世界一九八一年一〇月号、Nouvel Observateur, 13-19 fév. 1982（ミッテランは約束を守ったか）、18-24 mars 1983、Le Grapouillot（ミッテランの素顔）一九八一年度、等。

L'alternance, in Pouvoirs, 1981, no. 1.

「政権交替」特集をブヴワール誌が組み、憲法・政治・比較・歴史のあらゆる観点から検討しており、参考になる。ミッテラン権力出現直前のもの。交替後、同誌（1982, no. 20）が La gauche au

pouvoir を特集している。

わが国の議会制民主主義にとつては、「政権交替」が現実に可能となりかつ実（驗）施されていることが最大の教訓といわねばならない。それは一日にして成らず、J・ショレスの統一社会党結成以来八〇年、とくに一九七二年の「左翼連合」結成以来一〇年の不断的努力のあとがあり、ミッテランの指導下の社会党が、保守政権に対し反対するだけでなく、代りの具体的政策を練り上げ、ひろく国民に広報し支持をもとめていたことをみるべきである。社会党の政策文書としては、例えば、Parti Socialiste, Projet socialiste pour la France des années 80, Clus socialiste du Livre, 1980, 381 p.; Socialisme et industrie, 1980, 228 p. 等。

Chapsal (Jacques), La vie politique sous la Ve République, P. U. F., 1981, 708 p.

J・シャブサル「第五共和制下の政治生活」は、大家の筆になるこの問題についての標準的概説書である。ジスカール・デスタン大統領の末期までの政情の推移と基本的骨組みと問題点がわかる好著。H・ユゲルの高い評価がある（R. F. S. P., 1981, no. 4, p. 809-811）。

Sur (Serge), Le système politique de la Ve République, Que sais-je?, P. U. F., 1981, 124 p.

S・シュール「第五共和制の政治体制」は、フランス第五共和制の政治生活の体系的概観であり、ミッテラン政権交替の直前までを扱っている。諸力と反対の諸力（世論、マスメディア、圧力集団、政党）、戦略と再編成（多数と反対との弁証法、多数―連合か多元主義か、反対―集中か対極化か）、諸テーマとその変数（非植民地化、制度問題、諸制度、経済社会問題、対外政策）、諸制度と実態状況（実存的制度、大統領主義的制度、交替と継承）に分類して簡潔に論述されている。同教授には、*La Vie politique en France sous la V^e République*, Montchrestien, 1977 があふ（本誌一九卷一四二―一七頁で紹介。2 éd., 1982, 652p., R. F. S. P., 1982, no. 4-5, p. 855-857. で高く評価）。

Duhamel (Olivier), *La gauche et la V^e République*, P. U. F., 1980, 589 p.

O・デュアメル「フランス左翼と第五共和制」は、ミッテラン政権出現までの第五共和制下の左翼にかんする決定版といつてよい基本的名著である。第一部「矛盾をはらんだ拒否」、第二部「漸新的受容」、第三部「利用の可能性」という歴史的段階に区分し、詳細な実証的資料に基づき重要な問題点に分析を加えている。第五共和制憲法と左翼・反対党の動態について、最良の研究書。R. F. S. P., 1981, no. 2, p. 444-448 に「シャブサルの高い評価と詳しい検討

がある。

Petitfils (Jean-Christian), *La démocratie Giscardienne*, P. U. F., 1981, 235 p.

プチフィス「ジスカールのデモクラシー」は、ジスカール・デスタンの政治体制観、政治的スタイル、支持政党と支持者達等、総合的・体系的に検討している。

Favoren (Louis), sous la direct. de, *Nationalisations et Constitution*, Presses Universitaires d'Aix-Marseille, Economica, 1982, 368 p.

ファヴォール編「国有化と憲法」は、ミッテラン政権の最大の政策の一つとしての国有化法の合憲性をめぐる解説、諸見解、諮問に対する意見、各議院議員の請求原因、国民議会社会党議員団の覚え書き、一九八二年一月一六日憲法院判決（部違憲）、一九八二年二月一日憲法院判決（合憲）、一九八二年二月一日国有化法、が収録され、全貌を正確に知り検討するための基本資料文献といえる。

Luchaire (François), *Le Conseil Constitutionnel*, 1980. リュシャール「憲法院」*Pouvoirs* 誌(1980, no. 13) 憲法院特集、とくにファヴォールの「一九八一―一九八二年憲法判例」(RDP, 1983, no. 2) がミッテラン政権後の憲法院判例を検討していることについて、後述九、参照。

Masclat (Jean-Claude), *Le rôle du député et ses attaches institutionnelles sous la V^e République* (B. C. S. P.), L.G.D.J., 1979, 428 p.

マスケレ「代議士の役割および第五共和制下におけるその制度的拘束」は、国民議會議員が国民代表として独立して十分な活動をなしえず、如何に政党と選挙区に従属し、地方公共団体の役職（市長、議員）との兼職によって精力をうばわれているか、第五共和制の制度的および実際の束縛について詳細・実証的体系的に論述している。

Masclat (J.-C.), *Un député pour quoi faire ?* P. U. F., 1982, 228 p.

右著作の普及版。

About (Nicolas), *Profession : Député*, Flammarion, 1981, 193p.
 アブー「議員という職業」は、国民議會議員の体験に基づく記述。
 Mastias (Jean), *Le Sénat de la V^e République, réforme et renouveau*, Economica, 1980, x-527 p.

マスティアス「第五共和制下の元老院——改革と革新」は、元老院の歴史と役割と改革問題を詳論。

Saïdi (Luc), *Le Parlement et les traités, la loi relative à la ratification ou à l'approbation des engagements internationaux*, (B. C. S. P.), L. G. D. J., 1979, 191 p.

サイジ「議会と条約——国際的約束の批准または承認に関する法律」は、フランスにおける批准・承認法律の性格およびその投票（修正権の限定的役割を含む）についての検討をまとめている。

Decaux (Emmanuel), *La réciprocité en droit international*, L. G. D. J., 1980, 374 p.

ドコー「国際法における相互性」は、①義務の創設における相互性、②義務の執行の特定条件としての相互性、③義務の制裁における相互性について、体系的に、詳細・実証的に解明している。②において、第四共和制（一九四六年）憲法前文の「平和の組織と防衛に必要な主権の制限に」「相互性の留保のもとに」同意している（第五共和制憲法も継承）ことの解釈、および第五共和制（一九五八年）憲法五五条の規定する、「条約は、その条約が他国においても適用されていることの留保において、国内法律より優越する権威をもつ」とこの意義について、また司法裁判所の「相互性」適用状況について詳細に検討している部分（二六一—二八三頁）は、憲法学者にも有益である。

Andrews (William G.), Hoffmann (Stanley) ed., *The Fifth Republic at twenty*, State University of New York Press, 1980, XVIII-521 p.

フンダールス、 Hoffman 編「二〇才の第五共和制」は、二四名の

共著。政府、政治勢力、経済、社会・文化、対外・国防政策の五部門にわたる総合的研究文献として、参考になる(R. F. S. P., 1982, no. 2, p. 280-281 書評参照)。

Chevallier (Pierre), *La Séparation de l'Eglise et de l'Ecole* :

Jules Ferry et Léon XIII, Fayard, 1981, 465 p.

シュヴァリエ「教会と学校の分離」ジュール・フェリィとレオ三世」は、フランス第三共和制の学校における政教分離問題についての、貴重な文献。

Caballero (Francis), *Essai sur la notion juridique de nuisance*, (B. D. P.), L. G. D. J., 1981, 361 p.

F・カバレロ「公害の法律的觀念についての考察」は、公害に対する「生態学的公序」(l'ordre public écologique)という新しい觀念にもとづき、公法および私法にまたがる体系的考察を加えた、注目すべき文献である。第一篇 公害と客観法、国家により対処される公害の觀念(序章、生態的公序の公害、一部、公害の觀念・生態的公序の妨害、生態的公序の諸原則、二部、公害觀念における生態的公序の寛容、生態的公序の内的および外的な諸矛盾)、第二篇 公害と主観的諸権利、私人によって対処される公害の觀念(近隣者の権利と義務、一部、近隣関係の妨害としての公害、近隣関係妨害の基準、二部、近隣関係の寛容としての公害の觀念、生態的損害へ

の無関心)および結論としての「公害と予見的法(droit prospectif)」について論述している。

Goy (Raymond), *Protection de la Nature*, in J. C. Administratif, fascicule 469, août 1982, p. 1-25.

R・ゴワ「自然の保護」は、生態学的研究(時間的・物的適用領域、影響調査制度、争訟手続)および自然保護の実体的規制(動植物の生存の保護、自然的空間の保護)、組織的規制(公的機関、自然・環境保護団体)について体系的に解明、密度のこい文献。なお同教授の「フランスにおける騒音対策の法」についての講演邦訳参照(本誌三三卷)号二一九頁以下)。

Chatelet (François) et Pisier-Kouchner (Évelyne), *Les conceptions politiques du XX^e Siècle*, P. U. F., 1981, 1088 p.

シャトレ、ピジエ・クシュネル「二〇世紀の政治的諸概念」は、今世紀の政治的諸思想を独自の国家論の体系により総括しており、新種の基本文献といえるかと思うので、ここにメンションしておく。

Del Vecchio (Giorgio), *La Déclaration des Droits de l'homme et du citoyen dans la Révolution française*, Ed., Nagard, 2ème éd., 1979 (1ère éd. 1968), 79 p.

デル・ヴェツキオ「フランス革命における人間と市民の権利の宣言」の法哲学的研究が「ヨーロッパ文明史への貢献」シリーズの一

つとして、再版となって出版され、改めて味読されつつあることに注目しておく。

Dubois (Jean-Paul), *Le contrôle administratif sur les établissements publics*, L. G. D. J., 1982, 528 p.

デヴォア「公施設に対する行政的統制」および、

Regourd (Simon), *L'acte de tutelle en droit administratif français*, L. G. D. J., 1982, 539 p.

ルグル「フランス行政法における後見行為」の兩大著は、一九八二年出版の公法博士論文の双璧であり、いずれも、行政的統制における現代行政国家の先端的問題を扱っており、自律性を尊重しつつ、如何なる仕組みと性格の統制が行なわれているか、また行政の「後見行為」の特殊な形態と性質を詳細に検討している。日本における行政的諸統制や「行政指導」等と対比してみれば興味深いと思われるが、この両著の理解と評価は、余程腰をすえてからならねばならず、ここでは右一言の紹介にとどめる。

Jeanneau (Benoit), *La théorie des principes généraux du droit à l'épreuve du temps*, in *Etudes et documents du Conseil d'Etat*, no. 33 (1981-1982), p. 33-47.

B・ジャンノー「時の試験にたつた法の一般原則の理論」は、一九五四年博士論文として「行政裁判例における法の一般原則」を出版

した同教授（ボワチエ大学教授、法学部長、学長を経て、現在パリ第二大学教授）が、第五共和制下に、とくに憲法院の判例も加わって「法の一般原則」が如何なる現状と意義をもつかについて、体系的に総括した好論文。

J・リヴェロ、兼子仁、磯部力、小早川光郎訳「フランス行政法」東京大学出版会、一九八二年、三五七頁。

フランス行政法の優れた体系書の優れた邦訳が出版されたことを、日仏公法学の相互理解と協力の前進のモニュメントとして、心から慶賀したい。

三、官僚制・行政学

Baeque (F. de), Quermone (J.-L.) et al., *Administration et politique sous la V^e République*, Presses de la Fondation nationale des Sciences politiques, 1981, 368 p.

ベック、ケルモンヌ編著「第五共和制のもとにおける行政と政治」は、高級官僚（ベック 國務院審議官やグルネー 会計検査院審議官ら）、研究者・大学教授ら、この方面の専門家一五名による、「政治制度の不可分の部分としての行政」および国家権力の頂点における高級官僚の政治的役割等について、多角的・具体的・総合的な研究成果として、重要な文献である。R. F. S. P., 1982, no. 2, p. 275-

料 280. に紹介と、詳しい批判的検討と問題提起がある。

Cohen (Samy), *Les conseillers du Président, de Charles de Gaulle à Valéry Giscard d'Estaing*, P. U. F., 1980, 199 p.

コーエン「大統領の顧問達」——ドゴールからジスカール・デスタンまで」は、大統領側近の顧問達の仕組み、影響力、問題点を体系的に解明した入門に恰好の文献。R. F. S. P., 1981, no. 3, p. 584-5 書評参照。

Debbasch (Charles), *L'Elysée dévoilé*, Albin Michel, 1982, 201 p.

デバシユ『ヴェールをぬいだエリゼ宮』は、一九七八年から一九八一年のジスカール・デスタン大統領の更迭まで、同大統領の「教育、青年、スポーツ、文化」関係の顧問として任命され、それまで、一九七三・七八年は、エクス・マルセイユ大学長、一九三七年生れ）勤務した、行政学者デバシユの大統領府の内部からの観察・一種の曝露記録であり、すばしく抜け目のないしたたかさがうかがわれる。超政府でも単なるブレイン・トラストでもない、大統領府の生きた構成、機能、生態がうかがわれ（ジスカール・デスタン時代後期についてであるが）、参考になる。大統領顧問の任命、職務、大統領補佐集団の生活、大統領の役割、首相・大臣との関係、政府部内の調整、閣議、演説、情報、旅行、政治関係、等の叙述は生き生

きとして具体的である。R. D. P., 1982, no. 5, p. 1474. 書評参照。
ミッテラン大統領になってから、どう変わったか、変らぬか興味がある。なお、大統領府についての研究に、Massot, Verrier (本誌二八巻二号三四九頁) 文献がある。

Debbasch (Ch.), *Président de la République et le Premier Ministre dans le système politique de la V^e République. Duel ou duo?* R. D. P., 1982, no. 5, p. 1175-1184. は、大統領と首相との関係は、「三重奏」というよりはるかに「決闘」のイメージに近く、大統領は執行府の「絶対的な主人ではなく」、七年間の職務期間中の日常的行動による「判定勝」ちをするにすぎない、と結論している。

Thuillier (Guy), *Les cabinets ministériels*, P. U. F., Q. s. r. j., 1982, 128 p.

チュイリエ「諸省大臣官房」は、小論ながら、第四共和制以前に政府の不安定性を補う安定的要素であったが、第五共和制下に安定した政権のもと、大統領と首相府の間に、諸省大臣（官房）が自律性を失なってきた傾向を指摘して、興味がある (R. F. S. P., 1982, no. 4-5, p. 857.)。

Catherine (Robert) et Thuillier (Guy), *L'être administratif et l'imaginaire*, Economica, 1982, 121 p.

カトリクス、チュイリエ「行政であることと想像力」は、フランス行政界の心理学的内省の書として面白い。嘲弄、不幸、荒野、視線、友人、夢、疑い、退屈、不眠、忘却、不誠実、昇進、不感症、盲目、とエッセー風に叙述。

Fraysinet (Jean), *La bureaucratie, L'administration française face à l'informatique*, Berger-Levrault, 1981, 333 p.

ジャン・フレイシネ「官僚制的なるもの——情報機に直面するフランス行政」は、行政とコンピュータ情報化について(情報機の装置、行政職務の自動化、情報機の統合の問題)、ついで、情報機による変革の契機について(情報機と行動への支援、情報機と行政の構造、情報機と行政法、情報機と公務員、行政部の情報機と被行政者および市民との関係)、体系的に叙述、批判的検討を加えている。情報機化が行政部内外にわたり曖昧さをもたらしつつ、全面的に静かに変えつつある実態につき、現代行政のあり方について考えさせる。

L'accès aux documents administratifs, le Rapport de Commission d'Accès aux Documents administratifs, La Documentation Française, 1981, 184 p.

「行政的資料へのアクセス」、行政的資料へのアクセス委員会報告書は、一九七九—八〇年の調査検討結果を国務院請求審査官D・ジャンニョが総括執筆したものである。現状分析として、誰が行政資

料に接近しうるか、如何なる行政部が開示の義務を負うか、その手続、開示しうる資料と開示しえぬ資料、に分けて説明、後半で改善提案(行政的開示^{コミニシヤ}についての情報と調整の努力の発展、行政的情報への接近に対する情報の改良)および同委員会の意見集の整理、および関係資料が付せられている。

Institut International des Sciences Administratives, *Le secret administratif dans les pays développés*, Cujas, 1977, 385 p.

行政学国際研究所編「発達した諸国における行政秘密」は、スカンジナビア、西欧、東欧、北米の一二ヶ国の各国の報告にもとづく総括報告がまとめられている。

Di Stefano (Alain), *La participation des fonctionnaires civils à la vie politique*, L. G. D. J., 1979, 333 p.

「文民公務員の政治生活への参加」は、行政と政治、公務員の政治的諸権利(その承認(英米との比較)、意見の自由、表現の自由と留保、公務員の政治的行動、選挙との関係)、選挙または大臣的職務の公務員(兼職禁止の場合、兼職可能な場合)について、体系的に、法律上の問題点を説明すると同時に、行政社会学的に公務員とくに高級官僚(E・N・A出身者)の自由かつ増大する政治生活への関与(「公務員の共和国」と呼ぶ者すら出てくる)の動向を明ら

かにする。

Pereches (José), L'ENA. Voyage au centre de l'Etat, Paris, Cofi-Fayolle, 1981, 304 p.

「レシエ」レナ——国家中枢への旅」は、「政治と権力の遭遇点」としての「国立行政研修所」とその卒業生の役割の全貌についての実態解明にとって参考になる (R. F. S. P., 1981, no. 5-6, p. 1075-1076)。

Ecole Nationale d'Administration はたえず改善策がこうぜられており、一九八二年の改革（入試および修学制について）および一九八三年の改革（一定のカテゴリに留保された「第三の道」による入試とその特別の修学制について）にかんしては、E・N・A（一般的法文資料）Textes d'intérêt général, no. 82-179（一九八二年九月二七日政令）no. 82-195（一九八二年一〇月一四日決定）および no. 83-85（一九八三年三月二二日政令・決定）参照。従来数質ともに優勢だった二七才未満の学生入学者に対し、それと同数の三六才未満の公務員経験入学者（一九八二年改革）および四一才未満の入学者も認められるようになった（一九八三年改革）ことに注目しなければならない（詳細は別稿に）。

また、同所事務局長シエル (R. Chelle) 氏の Revue Administrative およびエナの Chronique 上の Chronique が参考

になる。同局長は筆者の一九六八年の訪問研究時既に同職にあり、其後一貫して親切に情報を提供して下さっており、同所の生徒達の親身の世話を続け、慕われている。私からも謝意を表しておきたい。

なお、大久保泰甫「フランスにおける近代行政史研究——その若干の動向について——」法制史研究 32（一九八二年）一九三—二二五頁は、この問題について日本における本格的な研究が進みはじめたことを示す里程碑といえよう。また、桜井哲夫「知の位階制——文化ブルジョアジーの勃興」中央公論一九八一年二月号七四—一〇二頁がENAを論じている。

Flogaitis (Spyridon), La notion de décentralisation en France, en Allemagne et en Italie, L. G. D. J., 1979, 281 p.

S・フロガイティス「フランスとドイツとイタリアにおける地方分権の観念」は、仏独伊三国地方自治観念の比較研究として興味深い。フランスについて、地方分権の古典的理論、地方分権の純理論に向う動向、ドイツについて、自治行政観念の誕生と進化、国家による間接的行政の概念に向う動向、イタリアについて、地方分権の一般理論、「地域的分権」に向うか、を論述し、これら三国における地方分権理論の大テーマについて考察し一般的結論を記している。なお西ドイツにつき後述六、比較法の部、グレーヴェーレマリ

イ文献参照。Favoren (Louis), Décentralisation et Constitution, R. D. P., 1982, no. 5, p. 1259-1287. 一九八二年二月二五日憲法院判決にそくして、フランスの憲法と地方分権の問題を検討。

Aubert (Jean-Luc) et als., Réforme, Economica, 1981, 255p. ツール法経学部の研究叢書で、地方公共団体改革の諸側面を論ずる。

四、論文集、公法學大家の逝去と追悼

Laubadère (André de), Mathiot (André), Rivero (Jean), Vedel (Georges), Pages de Doctrine, L. G. D. J., 1980, t. 1, LXXI-610 p., t. 2, 544 p.

「學說の諸頁」は、現代フランス公法學の文字通りの巨匠四教授——ローバデール、マチオ、リヴェロ、ヴェデル——のバリ法経社会科學大學(第二大學)一九七九年退官記念(六八才が定年となった)論文集である。この論文集はしかし、各教授が一九四〇年代から一九七八年までに諸雜誌等に寄稿した名論文を選び収録したものであり、フランス公法學研究者にはなつかしい——各時期を指導し波瀾をまき起した——秀逸の論稿を改めて味読できる。一頁一頁が公法學說の進歩を刻みこんだ一九四〇—一九八〇年の金字塔ともいえる。また、この四教授は、「中國の「四人組」とは違って」、「公法

の四銃士」あるいは「四人のバンド」ともいわれ、自由と進歩と先見性の感覺と堅固な実証性において共通の知的・人格的親友であり本書に「深い調和」が流れ、しかも夫々の卓拔な論鋒の多様な輝きが、共感と感嘆を呼ばずにはおかない。第一卷、法の源泉について(法思想、法秩序)、國家と政治(國家の一般論、政治制度論、フランスの政治制度、基本的人權)、第二卷、行政と法(行政の諸技術、行政法の一般理論、行政と裁判官)、國際社会の考察(比較法、ヨーロッパ法、國際公法)の広きにわたって、整理収集されている。J・ブールイ、J・ロベールの献辞もみごとである。

ローバデール教授は、一九八一年一〇月一六日急逝された。謹んで、この行政法學の巨匠に哀悼の意を表する。

Charlier (Robert-Édouard), Mélanges offerts au Professeur; Service public et liberté, Éditions de l'Université et de l'Enseignement Moderne, 1981, XXIV-895 p.

シャルリエ教授(一九〇六年生、トゥルーズ、アルジェ、エクスアンプロバンス、パリ大教授)への献呈論文集「公役務と自由」は、五一名の公法學者・行政學者(法律家および一部外国公法學者を含む)の論集。平均二〇頁弱の短篇ではあるが、現代公法および自由についての興味深い示唆に富む論文が多い。例えば、第一篇「公役務」については、「国籍と公務員の権限行使」(R・シャビユス)、「公

役務と教育（行政官の養成についての省察）（G・デュビュイ）、

「調停官は行政官か」（Y・ゴドメ）、「憲法院の判例と法の一般原則」（P・ル・ミール）、「第五共和制における議員選挙後の政府の状況」（M・ロン）、「行政の分析モデルについて」（L・ニザール）、「近代フランスにおける行政権力の誕生」（J・プト）、「必要が法をつくる——憲法慣習についての省察」（M・トロエベル）、「第五共和制における文化政策の進化と文化公役務の評価」（A・H・メスナール）、等が眼につく。また、第二篇「自由」については、「今日の世界における自由の政治制度の分布と權威的体制における自由化の動向」（J・カダール）、「諸自由の衝突について」（J・M・ダンカン）、「フランス式の現代的平等主義の知的起源」（A・ギョーコリ）、「外国人と人権」（D・ロチャク）、「人権と健康権」（J・M・オービイ）、「世論調査の法」（P・アヴリル）、「アクセス権と情報への権利」（G・ブレバン）、「ヨーロッパ経済共同体における人々の交通の自由の限界」（G・ドリュヌス）、「音波警察とコミュニケーションへの権利」（C・ゴヤール）、「フランスの中等教育における教育の自由」（M・グラヴィツ）、「映画的表现の自由について」（R・オステイウ）、「テロリズムの抑圧のためのストラスブール協定」（E・ジュエヴ）、「行政的文書へのアクセスの自由（新しい人権）」（H・メイル）、「今日のフランス公務員制における組合的自由」（R・ビ

エロ）、「公役務におけるストライキ権について、三〇年後」（J・ロシヤ）が注目される。

Reuter (Paul), *Mélanges offerts à ; Le droit international : unité et diversité*, Edition A. Pedone, 1981, XXXII-584 p.

「国際法における統一性と多様性」は、「国際法学とくに国際組織（ヨーロッパ）法の泰斗、ポール・ロイター教授の七〇才記念論文集であり、二八名の国際法学者の寄稿があり、示唆に富む重厚な論集となっている。

Waline (Marcel), *Quelques réflexions sur les institutions de la V^e République*, R. D. P., 1982, no. 3, p. 597-601.

第五共和制の政治制度の性質と政權交替にともなう問題について、大家の筆で、簡潔に述べた省察。ワリーヌ教授の最後の論文となった。

Marcel Waline 1900-1982, R. D. P., 1982, no. 5, p. 1167-1170.
Souvenirs..., R. D. P., no. 6, p. 1491-1502.

公法学の巨星マルセル・ワリーヌ教授が一九八二年一〇月一四日、八二才で急逝された。追想の辞を、J・ロベール、G・ウデル、R・ドラゴ、L・ファヴォール教授が書いている。謹んで、偉大な業績と貢献をたたえ哀悼の意を表する。同教授への献呈論文集 *Le juge et le droit public*, 1974, t. 1, 2. (本誌二六卷四号一八三—

四頁紹介) 参照。

ワリーヌ教授は、一九七四年の R.D.P., no. 3, p. 643 に、André Hauriou 教授が病苦の最後の息を引くまで書き続けた遺言ともいふべき論文 *Réflexions sur les statuts épistémologiques respectifs du pouvoir et de la liberté* (p. 643-662) に対し、「死よ、汝の勝利いづくにありや」と書いた。A・オーリウ教授の憲法学のみならず、その「人間的社会主義」の思想(その始祖は、ジャン・ジョレス。拙稿、「ジャン・ジョレスの平和の法思想と生」野田先生古稀記念論文集、一九八三年、所収)と生涯(そのフランス的普遍性)に、筆者は深い関心をいだく。ワリーヌ教授もまたフランス的個人の尊厳と自由の偉大な公法学者として、最後の息を引取るまで執筆をやめなかった。

Agi (Marc), *De l'idée d'universalité comme fondatrice du concept des Droits de l'Homme d'après la vie et l'oeuvre de René Cassin*, Thèse, l'Université de Nice, Editions Alp Azur, 1980, 403 p.

アジ「ルネ・カッサンの生涯と作品における人権概念の基盤としての普遍性の思想について」は、人権と平和の人類の闘士でありすぐれてフランス的な法律家・國務院副院長 R・カッサン(一八八七—一九七六年)の人権と平和の普遍性の信念に基づく思想と八九年の

生涯の精力的活動についての詳細な総合的研究である。「平和的生存権」と基本的に共通の思想の一つの優れたモデルでもあるといえる。一七八九年のフランス革命の人権宣言が、すぐれてフランス的であると同時に、普遍人類적であったように、彼は、二〇世紀の現実とその精神を継承展開し、イデオロギー的相剋をこえた普遍的な人権と平和の理論を綜合した偉大な法律家であった。わが国でいえば、内閣法制局長と最高裁判所(行政部長)判事を兼ねたような國務院副院長(実質的院長。憲法院判事にもなった)という要職を多年勤めた法律家でありながら、単なる法技術屋を遙か越えた、そのステーツマンとしての見識、人権感覚、国際性と平和と民主主義のための活動力に深く学ぶべきところが多い。

「人間存在の諸権利のためにたたかうことにおいて、はじめて平和を説得しかつ平和を獲ることができるのであろう。もし人間存在にとって最も基本的な諸権利が無視されるなら、そこには平和は存在しない。しかし逆に、もし人間が平和のうちに生存するのでないなら、人間の権利の尊重もありえないのである」というカッサン自身の言葉(一九六九年)が、このカッサン研究の名著の結語(二九四頁)となっている。それは平和的生存権の思想にはかならないといえよう。

Berlia (Georges), *recueil publié en hommage à la mémoire*

de; Droit public interne et international — études et réflexions, L. G. D. J., 1980, XXVIII-521 p.

ヘルリア教授追悼論文集「国内のおよび国際的公法——その研究と省察」は、一九七七年九月七日急逝（六五才）した同教授（パリ第二大学の俊英）の、一九四〇年から死に至るまでの憲法および国際法・国際関係論の優れた論文を収録したものである。同教授は、堅実さのうえに社会主義と個人主義のフランス的綜合および世界平和への崇高な志向に貫ぬかれた独自の学風があり、深く教えられる。巻頭に、ウデル、ロベール教授の追悼の辞がある。なお、R. D. P., 1977, no. 5, p. 927-933. に「ヘルリア教授の死去時のワリースおよびモランジュ教授の追悼の辞およびヘルリア教授の簡単な業績目録がのっている。

Capitant (René), *Ecrits constitutionnels*, Editions du C.N. R. S., 1982, 485 p.

ルネ・カピタン「憲法論集」が、M・ワリースの序文、J・P・モルルーの編収によって、出版されたことはよろこばしい。第一篇「民主制の定義」（「民主的学説の形成」「民主制の基本的諸原則」）、第二篇「フランスの憲法諸制度」（第三・四共和制の議院制）、「第五共和制の政治制度」、付録「戦前のドイツについて」、約二〇篇（章）の論文が収録されている。ルソーを「近代民主主義の創設者」とし、カレー・ド・マルベールの憲法理論の影響下に、人民主権、連邦主義、議院制、人民の政治的参加と強い執行府（大統領）の人民の前における責任を論じた、この明徹で偉大な公法・政治学者の憲法論の全貌が味読できるようになった。筆者も、カピタン先生の非凡な洞察により教えられたところが少なくない。

René Capitant (1901-1970), no. spec., *Espoir: Revue de l'Institut Charles de Gaulle*, octobre 1981, Plon, 79 p.

「ルネ・カピタン追想特集号」が、「ゴーストの研究」の機関誌「希望」から出版されている。公法学者、教授であるのみならず、レジスタンスの闘士、人権擁護活動家、ゴースト政治家、日仏会館長、文部・司法大臣等多角的な活躍をされたカピタン先生の全容が、わかりやすく、諸家の思い出や讃辞や写真入りで収録されており、有益である。格別な親人家でもあられたカピタン先生に、謹んで愛惜の念を捧げたい。なお、同先生著作には、*Ecrits Politiques*, Flammarion, 1970; *Démocratie et participation politique*, Bordas, 1972. もある。

Mendes France (Pierre), *Le dernier des justes* (Nouvel Observateur 23-29 oct. 1982).

「マンデス・フランス——最後の義人」は、一九八二年一〇月急逝した、第四・第五共和制の稀にみる卓抜な識見と人格をもって内

政・外交にわたり独自の活躍をした国家人マンデス・フランスの特集号である。ル・モンド紙も特集を組んでいる (Le Monde hebdomadaire, 14-20 oct. 1982)。

Lacouture (Jean), Pierre Mendès France, Seuil, 1981, 560 p.

ラクチュール「ピエール・マンデス・フランス」が、最も新しく詳細な伝記である。第二次大戦前レオン・ブルム首相の側近で、戦時中レジスタンスに投じドゴール將軍のもとにたつたが、第四共和制および第五共和制下に、ドゴールの政敵として急進社会党左派を率い、一九五四年には首相となつてベトナム戦争休戦を一挙に実現、一九五八年ドゴール政権に反対し、一九六八年五月にはミッテラン首相、マンデス・フランス大統領構想を示したが惨敗、一九七〇年代の左翼連合の進展、一九八一年ミッテラン大統領の政権掌握に至るまで、革新勢力の政治的英知、道義の最高指導者だったといつてよからう。筆者の最も尊敬する現代フランス政治家の死をいたみ、その遺した教訓に学びたいと思う (Mendès-France, La vérité guidait leurs pas, 1976. 本誌二八巻二号九八頁紹介、Mendès France: Comment Mitterrand peut réussir (Nov. Obs., 13-17 avril 1981) 参照)。

Pompidou (Georges), Pour rétablir une vérité, Flammarion, 1982, 298 p.

ボンピドウ「真実を再建するために」は、元首相、大統領であつたボンピドウの(妻と息子により収録された)生涯にわたる自筆記録文集である。とくに、ドゴール將軍との関係(一九六八年の五月事件における、將軍の離京、総選挙、辞職に関する部分)は、歴史的に興味深く重要であらう (R. F. S. P., 1982, no. 6, p. 1077-78 紹介書評)。

五、国際関係・平和・軍縮・CE

Merle (Marcel), Forces et enjeux dans les relations internationales, Economica, 1981, 416 p.

M・メル「国際関係における諸力と賭金」は、一九五一年から一九八〇年までの約八〇の論稿のうちから二八を選んで収録している。同教授の国際関係(法)論には、事実の観察と同時に(それに優位する)人類の生存とよりよい国際社会の建設への規範的志向が貫かれており、筆者の立場からは共感と示唆をうることが多い(逆に批判もありうる。R. F. S. P., 1981, no. 4, p. 811-814 の J. Leca 書評参照)。国際法と世論との関連、国際連合における軍縮(軍拡は「白血病」と警告)、文化的要素の重視等、注目される。Gonidec (P.-F.) et Charvin (R.), Relations internationales, Montchrestien, 1981, 484 p. は標準的な「国際関係論」教科書。

料 UNESCO, Paix sur la terre, Anthologie de la paix, 1980,

235 p.

ユネスコ「地上の平和——平和の名選集」は、人類のもった古今の平和と戦争についての名文（平和の基礎、平和の建設にかんする名諺・名詩・名文）を収録しており、味読、思索に値する。

UNESCO, Obstacles to disarmament and ways of overcoming them, 1981, 233 p.

ユネスコ「軍縮に対する諸障害とそれらを克服する諸方途」は、一九七八年の第一回国連軍縮特別総会の成果を受けて、軍縮を妨げる諸要因（国際的政治構造、国際法および外交的側面、戦略的利益、軍拡の動態、軍国主義）を分析し、その障害にうちかつ諸方法（軍拡競争に対する教育の役割、心理的障害を克服する世論の役割、国連の役割）を論じており、参考になる。

UNESCO, La violence et ses causes, 1980, 287 p.

ユネスコ「暴力とその諸原因」は、個別的領域をこえて多様な原因についての総合的研究方法、個人と社会（心理的原因、暴力の症状と原因としてのマスコミ、犯罪学的視点、防衛の観点からの暴力）、経済的・社会的暴力（暴力と社会・経済発展、沈黙の暴力としての飢餓と不平等、「制度的」暴力、「民主的」暴力と抑圧、婦人と社会的暴力）について分析している。平和の基礎的研究である。

UNESCO, La guerre ou la paix?, Tribunes internationales,

241 p.

ユネスコ「戦争か平和か」の国際的論壇に四八名の意見が参加、短文ながら今日の示唆をうることができる。例えば、中米のコスタリカが小国は軍隊も軍事予算も不必要である実例として検討され、先進国が武器輸出を抑え、貧しい途上国が平和教育を進めるべきことが強調されている（二二—二六頁）等。

UNESCO, Le développement culturel: Experiences regionales, 1980, 454 p.

ユネスコ編「文化的発展——国際的諸地域の経験」は、ラテンアメリカ、アジア、アラブ諸国、ヨーロッパの諸地域ごとに、文化政策制度、諸手段、公権力の役割、文化に対する権利、国際的協力、ユネスコとの関係、教育と文化と文明に及ぶ、経験と思想について世界的規模で総合的に考えている。世界平和のため「心の壁」を築いてゆこうと志す者にとって好個の参考書である。

UNESCO, World Directory of Peace Research Institutions, 4th edition revised, 1981, 214 p.

ユネスコ編「世界の平和研究施設一覧」は、世界の平和研究所ないし集団を概観するのに便利。わが国は、八組織を紹介。以上のユネスコ関係文書について、S・マルクス氏（S. Marks 平和・人権

部長)の友情とお世話によったところが多い。記して謝する。

Mayer (D.) et als, *La protection internationale des droits de l'homme*, Presse Universitaire de Lyon, 1981, 99 p.

リオン大学主催シンポジウム「人権の国際的保障」は、ヨーロッパ人権協定およびヨーロッパ共同体と同協定の関連の最近の事情を知るために、小著ながら参考になる。

なお、一寸それるが、フランクフルト大学のクヤ・平和・コンフリクト研究所の平和分析シリーズ中、Steinweg, Red., *Der gerechte Krieg: Christentum, Islam, Marxismus*, Shurkamp, 1980, 278 S. は、キリスト教、回教、マルクシズムの正戦論を総合的に考察しており注目される。ヨーロッパの国際文化協力の緊密さが感ぜられる。

Conseil de l'Europe, *Actes du 5^e Colloque international sur la Convention européenne des droits de l'homme*, Pedone, 1982, 418 p.

ヨーロッパ審議会「ヨーロッパ人権規約についての第五回国際討議会議事記録」は、ヨーロッパ人権委員会委員や人権裁判所判事や法学者らの討議参加があり、同規約の具体的問題点や改善策について参考になる (R. D. P., 1983, no. 3, p. 875 紹介)。

Jaconelli (Joseph), *Enacting a Bill of Rights*, Clarendon

Press, Oxford, 1980, 328 p.

ジャコネリ「権利章典の制定」は、イギリスにおける権利保障の諸形態と法的問題を総合的に検討し、ヨーロッパ人権規約の国内法的適用の問題をも考察したうえ、権利章典案と解説を付けている。

ヨーロッパ人権規約へのイギリス的対応(またイギリスの権利保障の特色を示すもの)として興味深い。

Yakemtchouk (Romain), *Les transferts internationaux d'armes de guerre*, A. Pedone, 1980, 452 p.

ヤケンチューク「戦争の武器の国際的移転」は、この問題に関し歴史的に、また現在、国際法的にどのような規制があり、武器輸出各国(米、仏、西独等)の規制方式、武器輸出入の契約の実際、武器輸出目的国の問題(核の移転についての制限)、武器の移動の規制と現状と問題について、体系的に詳しく検討した文献である。しかしこの「死の通商」について、連盟、国連下における努力にもかかわらず、国際法的には殆んど実定的規制がない状況であり、しかも兵器産業・技術の発展は、戦略的にも経済的にも、兵器、とくに核の移転ないし拡散が、戦争を誘発し、人類世界にとって重大な惨禍をもたらすおそれが強くなってきた現代、平時からの武器移転にかんする国際法的規制を真剣に検討すべきだとして、若干の具体的提案をしている(武力衝突国への輸出禁止、武器搭載の検証、私的・

国家的武器送付の区別の廃止による両者の禁止、陸・海・空輸送方法の違いの統合的規制の検討、公開・通告制の検討、武器技術供与の規制問題の検討)。

SIPRI, *The arms trade with the Third world*, 1971, 910 p.

ストックホルム国際平和研究所「第三世界との武器貿易」が嘗て、如何に世界の(米ソをはじめヨーロッパ)先進諸国の武器輸出が、第三世界に集中し、そこでの武力衝突と戦争に拍車をかけているかの恐るべき実態を明らかにした。平和憲法のもと武器輸出禁止三原則をもつわが国は、この面でも世界平和の(第三世界の諸国民の「平和の生存権」を尊重する)ため、積極的に寄与しようと思われる。今後の重要な検討課題の一つであろう。

Ventes d'armes : ces milliards qui dérangent (Nov. Observ., 3-9 juin 1983, p. 36-43)

「武器の売込み——その数十億フラン(一・二兆円)の錯乱……」の特集は、世界第三の武器輸出国フランスが、第三世界への軍拡と戦争に深く加担し、社会主義と平和の理想と失業者(兵器産業従事者一〇〇万人近く)のリスク(国際収支赤字)の現実との間で、後者に圧倒されている矛盾を観察している。平和経済への模索もなされつつ、まったくその緒についていない「錯乱」の加速度には、軍需産業の自己増殖の取りかえしのつかぬ情性の恐ろしさと、ミッテ

ラン政権が選挙公約に反し軍縮や反核運動に背を向けている現実的背景があることを考えさせる。早期に根本的建て直しが必要だろう。

Lombos (Claude), *Droit pénal international*, Dalloz, 1979, 2 éd., 688 p.

ロンボア「国際的刑法」は、ニュールンベルク・東京裁判からテロリズム、国際的犯罪の処罰から外国人のフランス国内刑法による処罰、ヨーロッパ共同体刑法における刑罰等にいたる、国際的關係における刑法を総合的・体系的に整理・説明している。国際化時代における、また国際平和のための刑法という統一の視点からの法学が、フランスにおいてわが国よりずっと進んでいるように思われる一例である。

Kedward (H. R.), *Resistance in Vichy France, a study of ideas and motivations in the Southern zone 1940-1942*, Oxford U.P., 1978, 311 p.

ケドワード「ヴィシー・フランスにおけるレジスタンス、一九四〇年から一九四二年の南部地域における観念と動機」は、口頭の証言資料にもとづき、レジスタンス運動の史実を新しい視点から解明した。ヒトラーの軍事力に敗北後、フランス人がベタン元帥に自発的かつ圧倒的多数で信任を何故与えたかについて、敗戦後の混乱、「戦争の愚かさ」の継続と苦悩、第三共和制の崩壊後の空白を埋め

るものとして一致して休戦にもちこんだこと、をあげる。しかし、ナチスの占領軍による共產主義者やユダヤ人の排除、隷従化が現実のものになった時点でレジスタンスが始まったが、その過程や動機は極めて多岐多様にわたること、一九四二年末には地下新聞を発行流布するまでに強いものになったことを解明している (R. F. S. P., 1980, no. 6, p. 131-13. 本誌二八巻二号一〇七頁参照)。

Vercor, Moi, Aristide Briand (1862-1932), Essai d'autoportrait, Plon, 1981, 333 p.

ヴェルコール「私、アリスティッド・ブリアン自身を語る」は、ブリアンが自分自身について生涯を語るという手法で、伝記としたものである。第一次大戦前から、首相・外相を度々歴任し、政教分離原則成立のための指導者であり、戦争を憎みつつも、対独戦争の勝利に重要な役割を果し、大戦後は、ロカルノ協定とりわけブリアン・ケロッグ不戦条約の立役者として「平和の使徒」であった、ブリアン——フランス的また普遍的平和の国家人——の思想と業績と生についてノン・フィクション風に叙述する。深い教訓と共感を与える。既に軍事大国化した日本が、「満州事変」に侵略戦争に転換した時期に彼は死んだ。偉大な平和・社会民主主義者だったジャン・ジョレスの盟友として彼の遺志(拙稿、ジャン・ジョレスの平和の法思想と生、野田良之先生古稀記念論文集、有斐閣、一九八三年所収、参照)

の継承、またわが国の幣原外相、浜口雄幸首相との対比において、また平和憲法の思想との関連について、興味深い研究対象であり、現代および将来の平和のあり方に示唆するところも重要であらう。Mamy (G.), Les rameaux du pacifisme français, in *Nouvel Observateur*, 19-25 juin 1982, p. 35-37.

マミー「フランス平和主義の諸分枝」は、①人間主義・国際主義的平和主義 (G・ヘルウエ)、②国民的平和主義 (J・ジョレス)、③革命的組合主義の戦争拒否 (C・C・T) の三潮流、ブリアンの「ヨーロッパ合衆国」提唱、不戦条約の「戦争非合法化」以来、今日に至る平和主義の系譜と問題をあとづけている。

Forget (Philippe), *Pacifisme et idéologies*, in *Défense Nationale*, juillet 1983, p. 23-42.

フォルジュ「平和主義と諸々のイデオロギー」は「平和主義の諸相を概観している。自由主義的平和主義、平和主義と社会主義、生態主義的平和主義、平和主義とフェミニズム、平和主義と中立主義と新右翼、を批判的にみている。

Lacaze (J.), *Politique de défense et stratégie militaire de la France* (exposé du Chef d'Etat-major des armées devant l'Institut des Hautes Etudes de la Défense nationale, le 3 mai 1983), in D. N., juin 1982, p. 11-29.

ラカース国軍参謀本部総長の国防高等研究所での一九八二年五月三日講演(書面質問に対する解答)「フランスの防衛政策と軍事戦略」は、この問題に関する最新の公式解説といえよう。全面的な侵略抑止を増進し平和の維持に貢献する指導原則のため、十分な核戦力をもち、核と通常戦力の均衡を尊重し、装備と兵員を適合させ、軍事費の制禦を追求し、防衛精神を強め、ヨーロッパの防衛と世界における援助と協力のため活動能力をもつことを論じている。

Philip (Christian), *Les institutions européennes*, Masson, 1981, 228 p.

フィリップ「ヨーロッパ諸機構の制度」は、OECD、OTAN、U・E・O、C・Eおよび経済共同体諸制度を概観して、便利。

Sasse (Christoph), *Le processus de décision dans la Communauté européenne, Les exécutifs nationaux au Conseil des Ministres*, P. U. F., 1977, 198 p.

ザッス「ヨーロッパ共同体における決定過程——閣僚理事会における各国執行部」は、同共同体の構成諸国の意思調整と法規決定機関である理事会の動態分析として面白く、ここに補足しておく。

拙稿「ヨーロッパ共同体裁判所および議会研究(本誌三一巻三・四合併号Ⅱ三七七頁以下、今村成和教授退官記念・公法と経済法の諸問題上一九八一年、二一九頁以下)参照。

六、比較法・法思想・日本研究

Favoreu (Louis), sous la direct., *Cours constitutionnelles européennes et droits fondamentaux*, 1982, ルイ・ファヴォール編「ヨーロッパの憲法裁判所と基本権」(後述九をみよう)。

Les droits de l'homme: Droits collectifs ou droits individuels (Actes du Colloque de Strasbourg des 13 et 14, mars 1979), L. G. D. J., 1980, 220 p.

「人間の権利、集团的権利または個人的権利」(ストラスブール国際学術会議一九七九年三月一—四日記録)は、仏独およびイスラエルの公法学者が、現代的に興味深いテーマを選び、比較憲法的に検討し討論している。イスラエルにおけるユダヤ的伝統と宗教の自由、フランスにおける職能的諸団体秩序、ヨーロッパにおける諸政党の地位、国際的側面からみたところの集团的権利概念の進化や文化的諸権利、人種的不寛容や両性の平等等、示唆に富む。

Greye-Leymarie (Constance), *Le fédéralisme coopératif en République fédérale d'Allemagne*, Economica, 1981, 233 p.

グレーヴェーレーマリー「ドイツ連邦共和国の協同的連邦主義」は、西独の邦の自治に基づく連邦主義から連邦国家と邦の協力に基

づく連邦主義への移行と、その憲法問題を論ずる。連邦は「促進」^{プロモーション}と「調整」^{アジャストメント}に任じ、諸邦は「管理」^{マネジメント}を行なうのが基本だと指摘。

Gonidec (P.-F.) et Mink (Tran Van), *Politique comparée du Tiers Monde, visages du tiers monde et forces politiques*, Montchrestien, 1980, 432 p.

ゴニデック、ミン「第三世界の比較政治——第三世界の諸々の顔と諸政治勢力」は第三世界（アフリカ、アジア、ラテン・アメリカ）諸国の政治の複雑多様を極めた全体像の体系的解明を試みる注目すべき文献。第一篇「一にして多様な第三世界（類似の過去としての「植民地的」支配から「資本主義的」支配の樹立へ、同様の歴史過程としての独立への長い道程、共通の希求としての発展）」について分析し、第二篇、政治的諸勢力（伝統的政治勢力と近代的政治勢力、伝統的権威の運命、伝統的および近代的文化の問題、顕在的政治勢力と潜在的^{ポテンシャル}政治勢力、革命的進歩勢力と保守的または反動的勢力）について分析している。本書は第一巻で、第二巻につづく。Doré (二六巻四号七七八頁紹介)、Roy (二九巻二号三三二頁) 文献参照。

Lacoste (Yves), *Unité et diversité du Tiers monde*, F. Maspero, 1980, t. I, *Des représentations planétaires aux stratégies sur le terrain*, 208 p.; t. II, *Vallées désertes - deltas*

surpeuplés, 199 p.; *Afrique et Asie tropicales*; t. III, *Foyers révolutionnaires dans les montagnes Amérique latine et Afrique du nord*, 205 p.

ラコステ「第三世界の共通性と多様性」は、一般人向け概観書といえよう。

Berque (Augustin), *La rizière et la banquise. Colonisation et changement culturel à Hokkaido*, Publications Orientalistes de France, 1980, 272 p.

A・ベルク「稲田と沿岸流水——北海道における植民地建設と文化的変革」は、フランス人日本研究者による北海道稲作農業の実証的研究を媒介とした北海道文化・日本人論の成果である。北海道の地理的・風土的条件、その広大な土地の先住アイヌ民族時代から明治の開拓、前大戦後の開発にいたる植民地化の歴史をふまえて、北海道の独自性の由来、植民地化過程における諸技術・組織化・農業の進化・住居の適応・衣食の態様を検討、北海道社会や人間関係とメンタリテイの特色の解明に及び、日本全体のなかでの位置づけと文化的特徴づけにより結ぶ。ヨーロッパ旧大陸と北アメリカ植民地化との関係と対比して、日本の旧い本州と北海道の新植民地化社会との関係における北海道の特色を浮彫りにする視点が、また、札幌農学校の教頭クラークおよびその弟子達というプロテスタント

の個人主義的「開拓精神」とか「大志」はエリートのための「神話」であって、「現実」に北海道を開拓した（本州からの）貧窮移民のダイナミズムはむしろ儒教（服従と誠実）や仏教（忍耐と不屈）に浸透された諸集団への所屬と組織と支持によるものである（もともとそれらは「傾向」のちがいであり相互浸透がみられる）ことを主張（一四三—一四五頁）しており、従来の「通説」をくつがえす独自の批判がある。とはいえ、旧い本州との対比において、北海道において、日本農村文化の伝統的な「ウチとソト」の関係は緩和され、また「個人」がより自立的であるのは、人間と広大な土地との関係（厳しい自然と闘ってうち克ち開拓）によるものであると結論（二六五頁）している。日本文化の基盤が「稲田」にあり、その精神・行動様式が北海の流水地域にまで及ぶに際して如何なる文化的変貌をみるに至ったかを、社会科学的に鋭く分析してみせた、非凡な労作であり、示唆深く熟読反省に値するといわねばならない。

日仏会館長（在東京。一九七九—一九八一年）をつとめられた Jacques Meunier 教授（人口統計学、リオン大学）は、一九八〇年七月北大法学部を訪問、講演された（保原喜志夫訳、フランスにおける経済構造の変革と団体交渉の変容、北大法学論集三二巻二号二八九頁以下）が、本書の出版直後筆者に恵贈された。適切な配慮に感謝するとともに、今後、日仏文化交流・理解のため、本叢書

(P.O.F.) が有用・有益であることを指摘しておきたい。

Bouisson (Jean-Marie), *Le phénomène des factions dans le système politique japonais : le cas du Parti Libéral-démocratique*, R. D. P., 1981, no. 5, p. 1272-1345. ブイッソー「日本の政治体制における派閥現象——自由民主党の場合」は、日仏会館給費留学生による詳しい総合的検討成果。

七、フランス（ボワチエ大学その他）との

日仏文化交流・協力関係の前進について

ボワチエ大学は、一九八一年一〇月一二日から一六日まで、その創立五五〇周年記念の盛大な行事を、ボワチエの大学と街をあげて挙行了た。その詳細については、拙稿「ボワチエ大学創立五五〇年祭」（法律時報五四巻一〇号、一九八二年一〇月号一〇二—一〇六頁）を参照されたい。本「覚え書き」では、同大学とくに法学部と北海道大学とくに法学部との交流・協力関係について、補足的に記しておきたい。

まず、ボワチエ大学法・社会科学部 (Faculté de Droit et des Sciences Sociales de Poitiers) の学術叢書が定期的に刊行されているが、次のような文献がある。

○*Détention provisoire, contrôle judiciaire et garde à vue*;

Problèmes soulevés par leur contrôle juridictionnel, XII^e Journées de droit pénal (Poitiers, 11 et 12 déc. 1970), P.U.F., 1971, 317 p. (t.3).

○Parrot (J.-P.), La représentation des intérêts dans le mouvement des idées politiques, P. U. F., 1974, 215 p. (t. 5).

○Les rôles respectifs du juge et du technicien dans l'Administration de la preuve, X^e Colloque des Instituts d'Etudes Judiciaires (Poitiers, 26-28 mai 1975), P.U.F., 1976, 286 p. (t. 6).
○Garraud (M.) et Szramkiewicz, La Révolution française et la famille, P. U. F., 1978, 270 p. (t. 7).

○Daigre (J. J.), La production forcée de pièces dans le procès civil, P. U. F., 1979, 312 p. (t. 8).

○Debouy (Ch.), Les moyens d'ordre public dans la procédure administrative contentieuse, P. U. F., 1980, 528 p. (t.9).

○La frontière, XIII^e Colloque de la Société Française pour le Droit International (17-19 mai 1979), Pedone, 1980, 304 p.

以上のように、ボワチエ大学で行なわれた全国的ないし国際的諸学会のコロックの成果および同大学法学部スタッフないし研究者による本格的の研究を選定出版している。これらは、すべて P・クローヴラ前部長および Y・マディオ学部長から惠贈を受け、北大法学部公

法資料室・札幌日仏文化研究センター (CEFIAS) のボワチエ文庫に保存してある。「北大法学論集」は定期的にボワチエ大学法学部に送付され、同学部の整備された図書室にキチンとそろって保管されている。

また、北海道大学からは、ボワチエ大学五五〇年祭を祝する有江北大学長の祝辞と桜の苗木五本が送られ、両大学の友好協力関係の成長のシンボルとなり、春には緑の若葉をつけた由である。

ところで、一九八二年一〇月ミッテラン政権 (ジョーベール貿易担当相) は、日本からの VTR (ビデオ・テープ・レコーダー) 等商品の過剰流入を阻止するため、ボワチエに税関業務を集中して事実上の保護貿易策をとるとともに、嘗て (七三二年) ボワチエ戦役でフランス (キリスト教) 軍がサラセン軍の侵攻を撃退した歴史的思い出と愛国心の昂揚をはからうとした。筆者は、その一年前、既にこの種衝突あることを予感して、五五〇年祭の公開講演 (名誉博士号受諾講演) (Héritage et actualité de l'ancienne culture institutionnelle japonaise—à propos de la Charte de dix-sept articles du Prince-dauphin Shōtoku)「日本の古い制度的文化の遺産と今日性——聖徳太子の一七条の憲法について」のなかで、冒頭に、次のように述べた。「……今日、ヨーロッパのかなりの人々が『日本の経済的侵略』を語っているけれども、日本の近代化に多

くの領域で多大の貢献をしてくれた私の第二の祖国（フランス）に対して、そのようなことは決してあってはならない」と断言し、そのような時期にもかかわらず日本文化を理解しようと開かれた態度と寛容を示したポワチエ大学に敬意と謝意を表明し、経済摩擦等の根底に存在する日仏文化相互の無理解の深い溝を埋める本格的作業をはじめることの重要性を指摘した。

残念ながら予感が適中した以上、微力の範囲内でなしうることは、次のことであった。まず、拙稿「ポワチエ大学創立五五〇年祭」に送り、適当な仕方で関係商社責任者に渡してもらい、ポワチエ大学および同市が、教授・学生・市民をあげて如何に日本に好感をもっていてくれるか、その好遇と親日感情を貴重なものとして、それを決して損なわないようにすることを要望した。他方、右コピーをポワチエ大学長・法学部教授達に配布し、仏政府の措置にもかかわらず友好関係が継続強化さるべきこと、日本の経済進出の過剰は自から抑制すべきだとの私見を加えて、相互の理解と事態の解決へ向っての念願を表明しておいた。フランスにおいても、ポワチエ税関集中措置にはなか／＼批判も強かったようであるが（v. *Nouvel Observateur*, 27 nov. 1982）、ポワチエ大学からはただちに好意的反応があった。在仏日本人側がどのように取扱ってくれたか筆者は

知らないけれども、その時々の政治・外交・経済等の衝突・動揺にもかかわらず、堅持・前進させらるべき文化的相互理解の基礎作業の必要性和重要性には変わりはないと思う（この問題について「人の和」、拙編著「北国の理想」新教出版社、一九八二年、一六九―一八五頁参照）。ポワチエ税関は、日本側の自粛とともに、一九八三年夏前、やめられた。

フランスにおけるプロテスタント文化について

R・ゴワ教授は、忠実・熱心なプロテスタント信徒であり、またJ・ロベール学長（パリ第二大学）も同様であり、カトリックが大多数のフランスにおいては稀なことである。筆者は、ゴワ教授から、次のような叢書を教えられ、贈呈されたことを記し、感謝しておく。

Société de l'Histoire du Protestantisme Français, *Actes du Colloque: François Guizot* (Paris, 22-25 oct. 1974), 1976, 511 p.

Actes du Colloque: L'Amiral de Coligny et son temps (Paris, 24-28 oct. 1972), 1974, 795 p.

Actes du Colloque: Les Protestants dans les débuts de la Troisième République (1871-1885) (Paris, 3-6 oct. 1978), 1979, 751 p.

「フランスプロテスタンチズム史協会」のこれらの学術集会の記録は、学問的水準高く密度の濃いものであり、例えば、右の「フランスワ・ギゾー研究」についてみれば、プロテスタントであったギゾーの、人となり、伝記、その教育観、議院制、イギリス観、地中海政策、ルイ・フィリップとの関係、第二共和制、政治家・歴史家・歴史哲学者・モラリストとしてのギゾー、キリスト教文明概念に対する批判、第二帝制下のギゾー、ギゾーとプロテスタンチズム等、多角的な総合研究の集成であって、ギゾー研究中の重要文献たることを失なわないと思われる。また、本協会の *Bulletin* および右シリーズ文献は、フランスプロテスタンチズム研究には不可欠の資料であろう。

Journées de la Société de la Législation Comparée, année 1979; R. I. D. C., no. spec., 1981.

日仏法学会編「日本とフランスの契約観」有斐閣、一九八二年、XI、二九八頁は、一九七九年一〇月に「日仏両国における契約概念の比較研究」をテーマとしてフランスで行なわれた日仏法学共同研究集会第一回会議の成果をまとめたものであり、日仏の契約(民法、行政法、労働法)観の相互的・総合的研究が周到な準備と日仏第一級の法学者の報告と直接的討議の成果を仏日語で出版しえたという意味で、日仏法学協力の前進にとって画期的なものである。わが国

からは野田良之、星野英一、近藤昭三、山口俊夫教授、フランス側からは、G・コルニユ、J・オービィ、G・クチュリエ教授が基調報告の執筆をし、討論報告、座談会も付けられている。野田教授の序および「日本人の契約観」は、法文化の深い次元から(日仏)比較法学のあり方を反省させる。

野田良之先生古稀記念——東西法文化の比較と交流、*La conception du droit en Orient et en Occident*、有斐閣、一九八三年、邦文八八三頁・仏文一二七頁計一〇一〇頁は、深遠壮大典麗な野田先生の法学と人格を敬慕する、二九人の邦人法学者、三人の仏人大家の献呈論文集であり、日仏比較法学の水準を劃し鳥瞰せしめる大著である。危機的な核時代と将来に向って、日仏そして人類の多様な法文化の理解に基づいて、単なる実定法解釈技術論に墮することなく行くべき大きな方向を見誤らないために、世界の法文化と平和に寄与奉仕しうる法学のあり方を珠玉の業績と身をもって示している野田法学は、立ち帰るべき原点、そして、導きの光であり続けるだろう。

Fukase (Tadakazu) et Higuchi (Yôichi), *Le constitutionnalisme et ses problèmes au Japon : une approche comparative*, Paris, P. U. F., 1984. XXII-350 p.

T・フカセ、Y・ヒグチ「日本における立憲主義とその諸問題——

比較的アブローチ」は、筆者と樋口陽一教授が夫々フランスの一九七七一―一九七八学年度の前期と後期に、パリ法経・社会科学大学（第二大学）の博士課程で行なった「日本憲法」の講義案をもとに、日本憲法の重要問題を憲法文明的視座から日仏比較を中心に体系的に論じたものである。J・ロベール学長の序文、本書の視点と方法、日本における立憲主義の導入と推移、日仏法文化交流史、天皇制、平和主義、人権保障、議会制、行政（地方自治）、裁判、日本立憲主義の将来、欧語文献録が、内容の骨子である。日仏公法学者の緊密な協力のお蔭でこの本ができた。ここではとくに、J・ロベール学長およびR・ゴワ教授の支援協力に感謝しておきたい。今後日仏公法学の相互理解と協力のため用いられるならば、これに過ぎる幸はない。

（以上、F）

八、憲法概説書について

Pactet (Pierre), *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 5^e édit., Masson, 1981, 526 p.

パリ南大学バクテ教授の『政治制度および憲法』は、簡潔な記述による憲法の基本書として定評のあるものであるが、第五版は第四版を完全に改訂し、頁数も百頁以上増えている。本書に対して、モース (Maus) による書評 (R. D. P., 1981, n° 6, p. 1764) がある。

Cadoux (Charles), *Droit constitutionnel et institutions politiques*, t. I, 2^e édit., Cujas, 1980, 293 p.

エックスマルセーユ大学カドゥ教授の『憲法および政治制度』第一巻は、全二巻予定されているうちの第一巻で、「政治制度の一般理論」の副題の下で、「政治権力の正規の枠——国家」と「国家における政治権力の行使——政府の諸問題」という二篇から構成されている。憲法の一般理論の検討に関して特色ある体系書である。

Cabanne (Jean Claud), *Introduction à l'étude du droit constitutionnel et de la science politique*, Privat, 1981, 273 p.

トゥールーズ社会科学大学主任助手カバンヌの『憲法および政治学研究入門』は、憲法の入門書ではあるが、権力分立制や大統領制と議会制について特色ある見解が示されている。

Bourdon (Jacques), Pontier (Jean-Marie) et Ricci (Jean-Claud), *Droit constitutionnel et institutions politiques*, t. I, Editions Scientifiques et Juridiques, 1980, 384 p.

エックスマルセーユ大学主任助手のブルドン、ポンティエ、リッシィ共著の『憲法および政治制度』第一巻は、「憲法の一般理論」と「外国憲法の諸経験」の二部からなっている教科書的な体系書である。本書の特色としては、外国憲法の記述にかなりの頁数がさかれていること（二〇一頁より三六五頁まで）、また、外国憲法がな

らに、「西欧憲法」(イギリス、アメリカ合衆国、イタリア)、「マルクス主義政治体制」(ソビエト、中国)、「憲法と低開発」(低開発の主要な特色、低開発国の憲法の諸傾向)に分けられ、社会主義憲法と低開発国の憲法にもかなりの比重が置かれていることをあげることがができる。

九、憲法裁判について

Luchaire (François), *Le Conseil constitutionnel*, Economica, 1980, 435 p.

パリ第一大学の憲法の教授で、一九六五年より一九七四年まで憲法院の構成員を務めたリュシェールの『憲法院』は、フランスにおける違憲審査制の歴史、憲法院の創設、憲法院が裁判機関か否か、憲法院の組織、憲法院の権限、憲法院の判例の状況を扱い、最後に憲法院の改革案を提示したもので、現在における憲法院の最も詳しい体系書である。本書のうち、「憲法院は裁判機関であるか」の章は、すでに、『フランス公法・政治学雑誌』(R.D.P.)の一九七九年第一号に発表したもの(本誌三〇巻四号一六九頁参照)であるが、それ以外は新しく発表されたものである。本書に対して、ワリス(Waline)の書評(R.D.P., 1980, n° 5, p. 1508)があるほか、わが国においても、矢口俊昭氏による詳しい紹介がある(国家

学会雑誌九五巻一一二二号一一八一—一二〇頁)ので、これを参照していただきたい。

Le Conseil constitutionnel, Pouvoirs, n° 13, 1980.

雑誌『プーヴォワール』第二十三号では、「憲法院」の特集を行い、憲法院に関する理論と実態を分析した諸論稿を掲載しているほか、憲法院に関する詳しい文献目録と運用実態に関する表を載せている。

憲法院に関する諸論稿は、憲法院を多角的に分析したもので、憲法院研究にとって欠かすことのできないものである。

一九八一年五月のミッテラン左翼政権成立後においても、国有化や分権化に対する憲法判断をはじめ、重要な憲法院の判例が出されている。『フランス公法・政治学雑誌』一九八三年第二号に掲載されている、Favoren (Louis), *Le droit constitutionnel jurisprudentiel en 1981-1982* (R.D.P., 1983, n° 2, p. 333-400)は、政権交代後出された四〇の判決を取り上げ、判例の全体像を明らかにしたものと注目される。この論文の表題が、「一九八一—一九八二年の判例憲法」とあるように、この期間に「判例憲法」の存在と重要性が疑いものになったというのである。フアヴォール教授は、さらに、一九八三年二月二三日の三名の憲法院構成員の交代において、大統領から人民戦線下のレオン・ブルム内閣および第四共和制下の諸内閣の大臣経験者で、国際人権同盟会長のダニエル・

メエ (Daniel Mayer) が憲法院長官として、元老院議長から法学博士で、元弁護士、元老院立法委員会委員長のレオン・ジョゾー・マリネ (Léon Jozeau-Marigné) が、国民議会議長から元コンセイユ・デタおよび破毀院付弁護士で、一九四八年より一九八〇年まで上院議員の職にあつて、ドイッおよびイタリヤ型の憲法裁判所の提案者でもあるピエール・マルシラシー (Pierre Marchiacy) が、それぞれ裁判官として任命されたことを述べてから、「これらの任命に対してなされた歓迎は、今後制度が十分に承認され、確認されることを示している」ことを指摘しつつ、他方、新しく任命された三名はいずれも七三才で、これで憲法院構成員の平均年齢が七六才にも上り、一九八〇年代の憲法院の重責ある任務を考えると、重大な問題であることを指摘している (同論文三三九頁)。

『フランス公法・政治学雑誌』の同じ号には、ファヴォール教授と同じく同誌への憲法院判例評釈の寄稿者であるフィリップ教授の「合憲性審査の発展と憲法裁判官の権限の増大」(L. Philip, Le développement du contrôle de constitutionnalité et l'accroissement des pouvoirs du juge constitutionnel, R. D. P., 1983, n° 2, p. 401-418) および第二大学主任助手ルブルトンの「憲法裁判機関の特殊性」(J.-P. Lebreton, Les particularités de la juridiction constitutionnelle, R. D. P., 1983, n° 2, p. 419-485)

という憲法院に関する重要な論文が掲載されている。フィリップの論文は最近の憲法院の判例をふまえた表題通りの内容のものであるが、そのなかで、「憲法院は、一九七四年から一九八三年までの間に、すなわち、ロジェ・フレイ長官在任中に重要な仕事を成し遂げた。数年間において、世界で最も迅速かつ広範に真の合憲性審査がフランスにおいて樹立された。この合憲性審査は、現在まで多くの賢明さと節度をもって行使されてきた。特に、機関の構成とその構成員の政治化に向けられたあらゆる批判にもかかわらず、憲法院は一九八一年夏以来新しい多数派によって決定された改革に反対しようとはしなかったことを確認することができる」(同論文四一五—四一六頁)として、憲法裁判機関としての憲法院にきわめて高い評価を与えているのが注目される。ルブルトンの論文も、提訴、論理構成、判決形式にわたって憲法院の憲法裁判機関としての特色の問題に最新の判例や学説をもとに検討を加えた業績として注目される。

Favoreu (Louis) (sous la direction de), Cours constitutionnelles européennes et droits fondamentaux, Actes du 11^e Colloque d'Aix-en-Provence 19-20 et 21 Février 1981, Préface d'André Tunc, Economica, 1982, 540 p.

一九八一年二月一九日、二〇日および二一日にモントペリエール

ロヴァンスにおいて、「ヨーロッパにおける憲法裁判機関による基本権の保護」というテーマで開催された国際研究集会の報告と討論を収録したのが、エックスマルセーユ大学教授ファヴォール監修の『ヨーロッパの憲法裁判所と基本権』である。この研究集会は、エックスマルセーユ大学法学部、チュービンゲン大学法学部およびフローレンス大学ヨーロッパ研究所の共同によるものである。研究集会の報告は、『国際比較法雑誌』(Revue internationale de droit comparé)の一九八一年第二号に掲載されているが、本書は、これらの報告に、口頭報告と討論を加えている。ヨーロッパの憲法裁判所として取り上げられているのは、フランス、西ドイツ、イタリア、オーストリーの諸国のそれとヨーロッパ共同体裁判所である。本書は、最初にファヴォールの一般報告で始まり、「基本権保護の系統と技術」では、フランス憲法院に関するパリ第一大学リュシエール教授の報告、西ドイツ憲法裁判所に関するボン大学シュライヒ(Schlaich)教授の報告、イタリアの憲法裁判所に関するピツォールソー(Pizzorusso)教授の報告、オーストリー憲法裁判所に関するウィーン大学エルマコーラ(Ermacora)教授の報告、「基本権保護の対象と範囲」では、フランスについて元憲法院裁判官で、国立政治学研究所(F.N.S.P.)所長のゴージェル(Goguel)の報告、西ドイツについてチュービンゲン大学教授で、元連邦憲法

裁判所裁判官のルップ(Rupp)の報告、イタリアについてトリノ大学教授ザグレベルスキー(Zagrebel'sky)の報告、オーストリーについてウィーン大学教授エーリンガー(Öhlinger)の報告、「基本権保護の目的と限界」では、エックスマルセーユ大学教授リドー(Ridéau)のヨーロッパ共同体裁判所の保護の技術に関する報告、同大学教授デュブイス(Dubouis)のヨーロッパ共同体裁判所の保護の対象と範囲に関する報告、フローレンスおよびスタンフォード大学教授カベレッティ(Cappelletti)の「憲法裁判の必要性和正当性」と題する書面報告と口頭報告が、それぞれ討論内容と共に掲載され、最後にパリ大学名誉教授リヴェロ(Rivero)の総括報告で結んでいる。

ファヴォール教授の一般報告は、フランス憲法院、西ドイツ・オーストリー・イタリア・スペインの各憲法裁判所の五ヶ国の憲法裁判機関の概括的な比較検討を行ったもので、五つの憲法裁判所の比較の結果として次のような点を指摘している。まず、四つの国の憲法裁判所とフランス憲法院との相違点として、第一に、四つの国の憲法裁判所は憲法によって樹立された連邦制ないし準連邦制の均衡の保持を任務としているが、これは地方自治との関係でフランスにも無関係ではないこと、第二に、ドイツ、オーストリーおよびスペインの憲法裁判所は基本権の侵害を理由とする個人の直接的提訴を

認めていること、第三に、四つの国の憲法裁判所は通常裁判所からの移送による立法の合憲性審査を認めており、これはフランスにおいても現行制度を補完するものとして幾度か提案されているため非常に興味あるものであること、第四に、憲法裁判所が適用する憲法正文が他の四国の場合に比べて、フランスでは内容の豊富さと明確性を欠いていることをあげ、これに対して、フランスの経験が提供しうる利点として、第一に、抽象的規範審査は各国にも存在するが、フランスの経験は抽象的規範審査が基本権の保護と何ら矛盾するものでないことを示しており、さらに、フランスのような予防的審査の型はオーストリーやドイツでも可能であるし、スペインでは条約と条例に対して設けられていることから、フランスの経験が独創的なものであること、第二に、国会議員からの提訴はイタリアを除いて存在するが、ドイツでは三〇年間に六度しか行使されておらず、オーストリーでは五年前に設けられたもので、スペインでは設けられたばかりであるのに対して、フランスでは一九七四年以来六〇回以上も行使されており、興味ある教訓をそこから引き出すことができることをあげている（本書三九―四〇頁）。

カベレッティ教授の「憲法裁判の必要性と正当性」の書面報告（本書四六一―四九三頁）は、比較憲法裁判論に関する世界の第一人者によるもので、問題点がよくまとめられている。カベレッティの口

頭報告では、ヨーロッパ型憲法裁判の意味とフランスの憲法院について言及し、特にフランスの憲法院に対しては、フランスの学者が多かれ少かれ憲法院の憲法裁判機関としての意義を主張したのでに対して、第一に、審査期間が法律の審署前の短い期間に限られていること、第二に、憲法院の活動が日常生活の具体的事件、問題、紛争との結合を殆んど完全に欠いており、憲法院への提訴権者が政治家に限られているのは、憲法院の「政治的」性格を強め、その「司法的」性質を曖昧にすることを指摘して、フランス憲法院をフランス型憲法裁判と位置づけるのになお躊躇を示している（本書四九一―五〇一頁）のが注目される。なお、カベレッティ著、谷口・佐藤訳・現代憲法裁判論三―六頁では、フランス憲法院が、第一に、私的事者のイニシアティブで開かれることはないこと、第二に、審査が法律の公布に先立ってのみ行使されることから、「政治的統制」として憲法院を位置づけていた。最後のリヴェロの総括報告は、フランス憲法院に対するカベレッティの批判にも答えて、「私は憲法院のあらゆる弱点を了解していますが、一つの長所、唯一ですが私にとって主要な長所を憲法院に認めています。それは憲法院が単純であることです。」と発言し、憲法院の審査が法律の審署前に行われるため、他国でみられるような違憲判決の効力に関する難しい問題が生じないことを指摘している（本書五二六―五二七頁）。

Beguin (Jean-Claude), *Le contrôle de la constitutionnalité des lois en République fédérale d'Allemagne*, Préface de Michel Fromont, *Economica*, 1982, 311 p.

フザンソン大学主任助手ベガンの『ドイツ連邦共和国における法律の合憲性審査』は、ドイツにおける違憲立法審査権の理論と歴史、憲法裁判所の組織と権限を扱った序論で始まり、第一部では、憲法裁判の諸形態が、第二部では、憲法裁判所による判決の諸形式と違憲判決の効力の問題に検討を加えたものである。本書は、序文を書いているディジョン大学比較法研究所所長のフロモン教授によると、連邦憲法裁判所の提訴の諸形態と判決形式に関する総合的研究として、西ドイツにも例のないものであるとされている。

一〇、基本的人権について

Morange (Jean), *Les libertés publiques*, collection «Que sais-je?» n° 1804, P. U. F., 1979, 125 p.

リモージュ大学教授モランジュ著『基本的人権』は、クセジュ文庫の一冊として基本的人権を概説したものである。第一章「基本権」は、人権の歴史的、思想的な基礎、各人権宣言による人権の公式化および人権の法的効力の問題を扱った総論的部分である。第二章「種々の内容」は、人権の各論的部分で、移動の自由、安全、私生

活の保護、良心の自由、結社の自由、集会の自由、劇場、出版の自由、信教の自由、法の下での平等を扱っている。第三章「適合しない保障手段」では、人権の国際的保障、ヨーロッパ的および国内的保障手段を扱い、それらが不十分であることを説明している。モランジュ教授はフランスにおける基本的人権研究の専門家であり、本書はフランスの基本的人権の概観をうるのに適当なものである。なお、本書に対しムルジョン (Mourgeon) の書評がある (R. D. P., 1980, n° 3, p. 923)。

Robert (Jacques) et Duffar (Jean), *Libertés publiques*, «Précis Donat», Éditions Montchrestien, 3^e éd., 1982, 776p.

パリ第二大学ロベール教授の『基本的人権』は、一九七一年に第一版が出版されて以来、最も標準的な基本的人権の体系書の一つとして定評のあるものであるが、今回の第三版には、パリ第一大学の主任助手デュファルが協力者として加わっている。第二版より頁数は一四〇頁余増え、新しい立法や判例が加えられて、人権各論について最新の情報が提供されている。

Dumas (Roland), *Le droit de l'information*, collection «Thémis», P. U. F., 1981, 614 p.

パリ控訴院付弁護士デュマの『報道法』は、報道法に関する体系書である。第一篇「報道の組織」では、報道の行政制度、出版社

とジャーナリストの地位、税制、販売、ラジオテレビ局とその従業員の地位、財政、監督を扱い、第二篇「出版法」では、出版に関する刑事罰と民事責任、市民の私生活の保護についての法制度と判例が詳しく検討されている。報道法の体系書としては、オービー、デューコッザディール共著のものがダローズ社から出されている（本誌二八巻二号一四頁参照）が、こちらは報道法の公法的側面に重点が置かれているのに対して、デュマの体系書は、報道法の刑事法および民事法的側面についての検討が詳しいのに特色がある。

Plouvin (Joël-Yves), *Le régime juridique des universités depuis la loi d'orientation*, Préface de Roland Drago, Economica, 1980, 259 p.

大学法制に関する専門家であるブルヴァンの『基本法以後の大学法制』は、フランスの大学法制の根本的改革を行った一九六八年一月一二日の高等教育基本法 (*Loi d'orientation de l'enseignement supérieur*) の逐条毎にコンセイユ・デタの判例をあげ、それに分析を加えたものである。また、テーマ毎と巻末には一括して文献が掲載されており、フランスの大学法制の現状を知るのに格好の著書である。

Boursin (Jean - Louis), *L'administration de l'éducation nationale*, collection «Que sais-je ?» n° 1957, P. U. F., 1981,

127 p.

大学区総長であるブルサンの『国民教育行政』は、クセジュ文庫の一冊で、フランスの教育行政を概説したものである。

(以上、N.)